

ヒヤリ・事故の芽活動

情報の収集と活用

「1件の重大事故の下には29件の軽度の事故があり、その下には300件のヒヤリハットがある」という法則があります(アメリカ人の安全技師が発表した「ハインリッヒの法則」)。

また「ヒヤッとした」「ハッとした」事象に限らず、事故につながるかもしれない潜在する危険(事故の芽)を感性で発見し、報告する「事故の芽報告」の取り組みもあわせて行っています。また、昨年度は「ヒヤリ・事故の芽」提出強化期間を設定した結果、提出件数が倍増しました。

各職場から集約され、報告された情報は「ヒヤリ・事故の芽新聞」に掲載されることで潜在する危険についての情報を共有します。また、「ヒヤリ・事故の芽会議」の審議を経て、優先度の高いものについては設備の改善を実施し、事故の芽の早期除去に努めています。

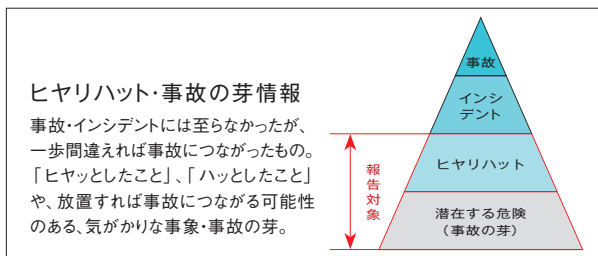
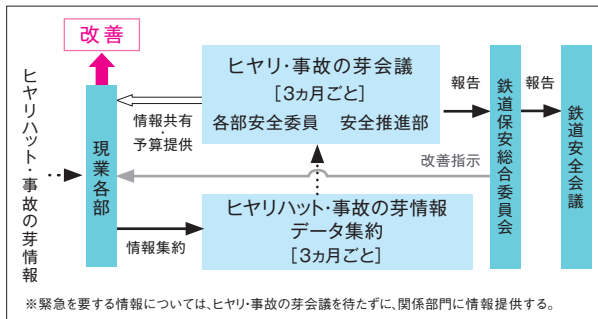


ヒヤリ・事故の芽新聞

▼ヒヤリハット・事故の芽情報提出実績(平成25年度)

| | 件 |
|------------|-----|
| 鉄道営業部(駅) | 29 |
| 鉄道営業部(運転) | 58 |
| 工務部 | 131 |
| 電気部 | 20 |
| 車両部 | 52 |
| 大津鉄道部(営業課) | 46 |
| 大津鉄道部(技術課) | 13 |
| 安全推進部 | 16 |
| 小計 | 365 |
| 駅関係 | 17 |
| 工務関係 | 12 |
| 電気関係 | 28 |
| 車両関係 | 10 |
| 大津関係 | 2 |
| 小計 | 69 |
| 合計 | 434 |

▼ヒヤリハット・事故の芽情報の収集と活用



運転士の資質向上

運転士の養成

当社では動力車操縦者運転免許に関する省令の規定により、昭和32年8月29日に運輸大臣(国土交通大臣)の指定を受け、動力車操縦者養成所として、運転士の養成を行っています。

国土交通大臣から養成所の指定を受けると、養成所がそれに必要な所定の教習や国家試験を実施することができ、受験資格は満20才以上の者で動力車操縦者に関して必要な身体検査や適性検査および筆記試験、技能試験などに合格すれば、地方運輸局長から運転免許が交付されます。

また、異常時に対する教育の一環として運転用シミュレータを導入しています。運転事故や車両故障の模擬訓練のほか、早期地震警報システムによる列車無線の速報受信時や実際に地震の揺れを感知した場合の運転方法なども訓練することができます。動力車操縦者養成だけでなく、運転士の特別講習や小集団活動などで幅広く活用しています。

▼運転士養成の流れ



運転士の養成(研修課への入所)

学科講習

技能講習

運転用シミュレータ